

ご家族を亡くされたときの手続きについて

心よりお悔やみ申し上げます。

※手続きに1時間程かかる場合がありますので、あらかじめご了承のうえ、お越してください。

①次のような中富良野町、または公的機関から発行されている書類等をお返してください。

<input type="checkbox"/> 印鑑登録証（カード）	<input type="checkbox"/> 福祉医療受給者証 （障害、ひとり親家庭、乳幼児）
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	<input type="checkbox"/> 介護保険の保険者証 （65歳以上の方、 40歳以上で介護サービスを受けていた方）
<input type="checkbox"/> 国民健康保険の保険者証	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療の保険者証 （75歳以上の方）	<input type="checkbox"/> 各心身障害者手帳（身体・療育・精神）

②国民健康保険に加入されていた方、後期高齢者医療に該当されていた方

葬祭費支給申請手続きのため、次のものをお持ちください。

- ・喪主名義の通帳、印鑑（認印でかまいません）
- ・死亡届を中富良野町以外の役場へ提出された場合は、会葬礼状など葬儀を行なったことが分かる書類

③国民年金、厚生年金を受給されていた方

未支給年金等が支給される場合がありますので、次のものをお持ちください。

- ・亡くなった方の年金証書、または年金手帳、振込通知書など
- ・請求される方の年金証書、または年金手帳、振込通知書など
- ・請求者名義の通帳、印鑑（認印でかまいません）
- ・死亡診断書（お手元にあるコピー）
- ・現金2,500円程度（戸籍謄本、住民票、所得証明などの手数料）

④国民年金に加入されていた方

死亡一時金が支給される場合がありますので、次のものをお持ちください。

- ・亡くなった方の年金手帳
- ・請求者名義の通帳、印鑑（認印でかまいません）
- ・現金2,000円程度（戸籍謄本、住民票などの手数料）

※窓口で戸籍や住民票の交付をする際、窓口に来られた方の本人確認を行っておりますので、本人確認書類（運転免許証や保険者証など）をご持参ください。（なお、戸籍法等の定めにより委任状が必要な場合がありますので、ご了承願います。）

<input type="checkbox"/> 町営住宅等入居者	町営住宅係	<input type="checkbox"/> 軽自動車所有者	課税係	<input type="checkbox"/> 防災無線機の返却	住民年金係
<input type="checkbox"/> 自立支援医療	(なかまーる) 社会福祉係	<input type="checkbox"/> 固定資産所有者		上下水道係	<input type="checkbox"/> 粗大ごみ
<input type="checkbox"/> 児童手当		<input type="checkbox"/> 水道・下水道	<input type="checkbox"/> 緊急通報電話		(なかまーる) 社会福祉係
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当					
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当					

※不明な点などありましたら、中富良野町役場 税務住民課・住民年金係（☎0167-44-2124）までお問い合わせください。